



国土交通省

東北運輸局福島運輸支局  
プレスリリース

《発表記者会：福島県政記者クラブ》

平成29年11月20日  
国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局

## 白河市の 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する 輸送施設の使用停止の処分書を交付しました。

平成28年7月28日、8月2日及び9月7日に東北運輸局福島運輸支局が一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は、下記のとおり行政処分書を交付しましたのでお知らせします。

### 記

- 行政処分書の交付年月日  
交付年月日：平成29年11月7日
- 行政処分対象事業者及び営業所  
事業者：有限会社 藤田観光バス 代表取締役 藤田 伸治  
(法人番号9380002019471)  
福島県白河市東釜子字川田79-13  
営業所：本社営業所  
福島県白河市東釜子字川田79-13
- 行政処分等年月日  
平成29年10月31日
- 行政処分の概要  
①事業用自動車の使用停止処分  
平成29年11月10日から平成30年4月8日まで(1両×150日間停止)  
②文書警告
- 違反の概要  
(裏面へ続く)

### 《問い合わせ先》

東北運輸局 福島運輸支局 輸送・監査部門  
担当：及川、松原  
TEL：024-546-0343  
音声ガイダンス「3」

## 5 違反の概要

### ①事業用自動車の使用停止処分

1. 届出を行った旅客の運賃及び料金の収受を適切に行っていなかった。  
(道路運送法第9条の2第1項)
2. 発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する旅客の運送を行っていた。  
(道路運送法第20条)
3. 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。  
(道路運送法第27条第3項)
  - ・ 損害賠償責任保険等の締結を適切に行っていなかった。  
(旅客自動車運送事業運輸規則第19条の2)
  - ・ 事業用自動車の運行に関する状況を適切に把握するための体制を整備していなかった。  
(旅客自動車運送事業運輸規則第21条の2)
  - ・ 乗務員台帳の作成を適切に行っていなかった。  
(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)

### ②文書警告

1. 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。  
(道路運送法第27条第3項)
  - ・ 運送引受書の記載を適切に行っていなかった。  
(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)
  - ・ 乗務の前後の点呼を実施していなかった。  
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項)
  - ・ 点呼の記録の保存を適切に行っていなかった。  
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
  - ・ 乗務等の規定事項の記録を適切に行っていなかった。  
(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項)
  - ・ 乗務等の記録の保存を適切に行っていなかった。  
(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項)
  - ・ 運行記録計による記録の保存を適切に行っていなかった。  
(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項)
  - ・ 運行指示書の規定事項の記載を適切に行っていなかった。  
(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)